令和８年（フ）第１４０３号
千葉県船橋市咲が丘１丁目９番12号
債務者　大橋　孝教
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４３９号
千葉市中央区千葉寺町876番地　千葉寺県営住宅Ａ１棟145号
債務者　結城　美穂
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４４号
千葉市若葉区更科町2593番地２　更科ホーム
債務者　福島　洋一
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４４９号
千葉市緑区あすみが丘３丁目44番地３　ピアテラス102号
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６１号
千葉県船橋市金杉５丁目21番21号
債務者　吉田　　忍
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４６３号
千葉市若葉区桜木北１丁目15番６号　レジデンス桜木101号
債務者　片岡　功子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８０号
千葉市花見川区花園町2448番地11　飯田様貸家１
債務者　樺木香春子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４８５号
千葉市花見川区長作町815番地２
債務者　丹野　浩二
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１４９８号
千葉市稲毛区黒砂台３丁目９番24号　Ｃｏｍｆｏｒｔ　Ｗｉｚ101号
債務者　山中　佑太
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第７００号
神戸市長田区一番町３丁目１番地　市住３－1416号
債務者　清水　慶太
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７８４号
神戸市長田区松野通４丁目２番11―215号
債務者　坂口花店こと　萩原加代子
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８６５号
神戸市垂水区つつじが丘２―17―19、住民票上の住所神戸市垂水区桃山台２丁目1664番地の５　グリーンハイツ桃山413号
債務者　井上　美紀
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８９７号
兵庫県三木市口吉川町東中298番地、従前の住所岡山県高梁市備中町東油野1271番地
債務者　岸本百合子（旧姓向井）
1　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８９９号
神奈川県茅ヶ崎市甘沼936番地３　メゾンドステラ201
債務者　仁田　　徹
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第７４７号
京都市伏見区向島丸町４番地７　向島市営住宅８－３棟501号
債務者　菊田　伊孝
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９８号
京都市伏見区深草直違橋六丁目307番地１　アムールさの　103
債務者　髙橋　真央
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第９６２号
京都市伏見区向島西堤町13番地　芳月ハイツ103号
債務者　東田　葉子
1　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係